

# 上杉定勝筆『見聞書』の紹介と検討 (二)

——『甲陽軍鑑』の写本に関する事例的検討——

Introduction and Consideration of “Kenbunsho” by Uesugi Sadakatsu (2):

A Case Study of “Koyo Gunkan” Manuscript

池 野 理

## 要 旨

本稿では、国宝「上杉家文書」に収められている上杉定勝筆『見聞書』のうち『甲陽軍鑑』の記述に注目し、近世初期の大名の学習について考察した。検討するにあたって、『甲陽軍鑑』の写本部分を翻刻・紹介するとともに、実際の文献の記載部分を突き合わせて、『見聞書』の書写部分を明示した。

この結果、定勝は、理想とする為政者の反面教師として愚将の記述を引用したほか、教訓・治世を説論する軍学の記述に重きを置いていたことが明らかとなった。また、『甲陽軍鑑』をはじめとする軍書の受容は、武将から為政者への転換を余儀なくされた当時の時代背景と密接に関連付けられ、「太平記読み」と同様の視点で、政治・軍事の理想像を学び取ろうとする近世大名の様相が、そこから見出せるのである。

## キーワード

上杉家文書、上杉定勝、近世大名、写本、甲陽軍鑑

## はじめに

本稿は、国宝「上杉家文書」所収の上杉定勝筆『見聞書』<sup>①</sup>（以下では、『見聞書』と表記）に記されている『甲陽軍鑑』の記事の検討を通じて、『甲陽軍鑑』の学習利用について事例的に考察するものである。以前、筆者は、『見聞書』内に見える『甲乱記』、『信長公記』、『太閤記』の記載内容に着目し、実際の文献との照合からその書写部分を明らかにした。<sup>②</sup>ここでは、定勝は文献資料をそのまま写し取ったのではなく、儒教および兵学的な内容を主として抄出していたことが分かり、『見聞書』には定勝が文献を読む際の着眼点が示されていることを指摘した。前稿でも述べた通り、近世大名の学習に関する研究は少なく、今後近世の書物史・蔵書史の広がりを考える上で重要なテーマとなる。本稿では、前稿に続き、上杉定勝を事例として挙げ、近世大名の学習に関する考察を進めていこうと思う。

まず、本論に先立ち、今回取り上げる『甲陽軍鑑』について、その概略をここでまとめておこう。<sup>③</sup>『甲陽軍鑑』は、戦国大名・武田信玄の事績を取り上げた軍記物語で、その成立時期は天正三年と言われている。高坂弾正（虎綱）が口述したことを、大倉彦十郎と春日惣次郎が書記者として取りまとめて成立したが、元和七年頃になって、小幡景憲が破損の著しい原本を整理したことでその写本が完成した。<sup>④</sup>その後、『甲陽軍鑑』が版本で刊行されたことも相俟って、その写本・版本系統は多岐にわたった。酒井憲二氏の、「本書（甲陽軍鑑を指す…筆者注）がいわゆる軍学書の域に止まらず、広く一般読書子に迎えらるるに足る多面的な内容を具有している」<sup>⑤</sup>との指摘からも、江戸時代に『甲

陽軍鑑』が広く知られることとなった背景が読み取れよう。加えて、井上泰至氏の研究によると、『甲陽軍鑑』の流布した時期は、「徳川の支配体制が確立していく、元和から寛文の時期」にあたり、「平時における武士はいかにあるべきかを説いた軍学の色彩が濃くなってくる」特徴を持つとも指摘されている。<sup>6)</sup>『甲陽軍鑑』は、近世初期の時点で領主層を中心に注目すべき軍書として認識されていたのである。

また、こうした『甲陽軍鑑』の流布は軍学の成立とも密接に関連してくる。いわゆる、甲州流軍学の成立であり、徳川将軍家が御家流の軍学として採用したことも、その浸透を後押ししたと言われている。<sup>7)</sup>その一方で、上杉家の軍学と言うと、越後流軍学がよく知られており、甲州流軍学との対比で語られる傾向にある。ただ、この越後流軍学は、紀州徳川家初代・徳川頼宣が徳川将軍家に対抗する学問流派として確立し、その成立時期は甲州流軍学の成立と軌を一にしない点には留意しなければならない。<sup>8)</sup>したがって、本稿は甲越軍学に關説する内容とはならないが、江戸中期以降になって学問系統が形成・発展する以前に、近世大名が軍書をどのように捉え、学んでいたのか、その享受の様相を示していきたい。

### 一 『見聞書』に見える『甲陽軍鑑』記事の紹介

本章では、『見聞書』内の『甲陽軍鑑』部分を翻刻して紹介する。<sup>9)</sup>なお、翻刻にあたって、見せ消ちは $\square$ で示し、判読できない文字は $\blacksquare$ と表記する。旧字体は常用漢字に改めている。

一、武芸ノ稽古アレ任其心タハケナルニヨリ、弓矢ノ道ヘハヲトサス、芸者ノ様ニ仕成、何レ宜ク我ハ国モチタリト思、弓矢ノ

道無心懸ニテ、我スル事ヲハ、何ヲモヨキト計思給ふニよつて

其被官ハ大将得給ふ事も、得又事モ、ミナヨキトホムル者也、

誉ハ尤道理也

一、シエタル事ヲホムルハ道理ト思ヒ、シウケサル事をホムルハ、我ヘ

ノ馳走ニ時ノアイサツト心得ヘシ、人々ノ誉ルニ乗り、我手前ノ

善悪ヲモ<sup>ワキマ</sup>弁サルト申、又善悪ヲ弁へたると云て我ヲホムル

人ヲ輕薄者トテ、イカリ給ふモアシ

一、悪キ大将ノ下ニテ奉公人ノ様子アリ、前代ヨリノ家老ニハヨキ人ハ

アレ任、当時ノ出頭人ニ若ハサ、ヘラレヤセントテ、能事を存し出し

テモ物イワス、大将タハケ給ニヨリ人ヲ見知行ハズ分別ナキ不賢共ヲ

召集、崇敬アル故、其者善悪ノ弁モナク、只手柄ナル分別アリテ、

如此仕合ヨク立身スルト証拠モナキ誉ヲ思ヒ、身ニ高慢ノイヂハ

二六時中ニ専也、惣別少身ナル者虚たるハ其伴人虚也、殊ニ

大名ノ馬嫁ナルハ其下ニテ出頭仕る衆戯也、虚ハ必先分別

ダテアリテモ、一切分別ハ少モナシ、下ラウノ喩ヘニ牛ハ牛ツレ、馬ハ

馬ツレト申コトク、我ニヒトシキ者ニ諸役ヲ申付ルニヨリ、馳廻程

ノ人皆タハケ也、アシキ人ヲモヨキ人哉と邪欲ノ諸人申トイヘ任、

其家中ハカリニテノ事、余所ニテハ人ガ笑也

一、分別ナキ者ハ義理ニ遠し、義理ニ遠ケレハ恩ヲ請奉る主君ノ

為ヲ思ハス、私ナルイヂアリ、私ナル意地アレハ本ヨリ馬嫁ナル大将へ

無窮自才ニ申上、皆己クガマ、ニスル、我申、鼯鼠ノ人ヲバ余ノ

出頭人ニ取ナサセ、余ノ出頭人ノ身ヨリヲハ我能申ナス

一、我ニ引物持来ル人斗ヲ執持て馳走スル也、若右ノ人公事沙汰ナドアレトモ

理非モタ、サスサス申、我鼯鼠ノ人ノ理ニイタス、参様ノ家ハ上ヨリ

下ニイタルマテ悉ク不直也、不直トテモ相手道理ニア究レハ、俄ニ

非ニヲトス事モナラスシテ、諸奉行目ト目ヲ見アハセ、カナタ

コナタヘヌメリマハリ、事ヲナカウシテ相手ニ退窟サスル、相手モ機

根ツヨウシテ、諸奉行へ廻レバ、今日ハ余所へ振舞、今日ハ又御大将ニテ

大事ノ御談合トイフテ、其人ヲ推返ス、適内ニ有時モ機嫌悪

テ臥ラレたるナト、内ノ者申テ、終ニ相手ノ事ノ理ヲ持テモ草臥

無事ニイタスカ、若ハ彼人公事理ナル故、各仕形ニ腹ヲ立テ雑言

ナト申セハ、ソコニテ負ニサバク、是只出頭人ノ不直ナル故ソカシ、

扱其出頭人親類共ノ仕形ハ親ヤ兄ヤ舅シウトヤ叔父ウヂヤ従弟ナト

ノ出頭ヲ笠ニキテ、イカニモ慮外ヲ面ニたて、ヲコリ、上ノ御用ニ立モ御為ヲ思ふも我々斗ト分別ガヲ、シテ、親類出頭ノ

カゲニヨリ、我モ出頭スル躰ニ仕リナシ、人ニ用ラレ我ヲ用ル者ヲハ

悪キ人ヲモヨク申、我ヲ不用人ヲバ善人ヲモアシウ云、縦覺ノ

場ヲ引たる手柄ノ人ヲモ口ニ任テ悪口セシメ、己ハ卅ソウレニアマリ、四十二

及ヒ、或ハ四十二余ルトイヘトモ、終ニ手柄一度モナシ、然共虚言ヲ

云、手柄たてヲ申廻る

一、惣シテ軍八十ノ物九ツ勝事有トモ、其ヲハノケ一ツノアヤウキ方ヘ付、談合スレハ全カタシ

一、能武士ハ大身小身ニヨラス能事アレトモ修ルコトナシ、悪仕合ノ時モサノミメラス、是ハ賢ニシテ心剛ナル故如此

一、利根過タル大将ハ邪欲深ケレハ、内ノ者ニ知行ヲ出スニモ悪所ヲエラミ出シ、士卒ニツカハス、其上諸侍ヲセハメ、知行百貫トル者ヲハ課役ヲ申カケ、五十貫ハヘツラウテトリ、五十貫ノ侍ヲハ廿五貫トリ給ふ故、上ヲマナブ下ナレハ、諸侍百性ヲモ又末々ニイタリ、困窮ノ弁エナク取尽ス、利根過たる悪大将、口ニテ

ヨキ様ニ被<sup>レ</sup>仰トモヲクイ無慈悲ナリ、必利根過<sup>レ</sup>ハ身ニ自慢アル

ニヨリ何ヲシテモ我スル事ニヒダチウタルマジト思召ニヨリ、古今ニ  
ライテ名大将或ハ小身ニテモ名人ノコトバ又仕形ヲモ用ズ、

何モカモ主ノ一分ニテ仕分スヘキト斗思案アリ、タマ<sup>ノ</sup>物知ヲ

近ツケ、物ヲキカン、読トアルトイヘドモ、利根ヲ先ヘ立、カタハシヲ少

キ、其俣合点ト仰ラル、ヨクモ相心得ズシテ心得タリト仰ラレ

昔モ今モヨキ人ノ旨ハ悉ク同前ナリトノタマフ

一、人間ハ大小ニヨラス、フノヨキ人ノマ子<sup>也</sup>ハセヌ者也、先仕合悪者ノ

仕形ヲ穿鑿アリ、其上吉事ノ人ノシワサヲ分別シテ、

其間ヨリイカニモアフナケモナキハタラキヲ專ニマモルヘシ、殊更

一代ニテ仕出たる大身ノ真<sup>マ</sup>似<sup>子</sup>ヲ、二代三代五代十代ノ大将衆

十カ九ツマ子ヘカラス、子細ハ我一代ニ仕出る大名ハ天道ノ恵

深カルヘシ、其大将ニハアヤウキ働アル物ナレ<sup>任</sup>、是ハ天道ヨケレハ

死スルキハマテハ大略理運ニナリ、其弁モナク代々讓ラレ来ル

大将アフナキ働ニおひてハ必シソコナフ也、ケガアルコソ尤ナレ、天道

モ代々恵ハナキ者ナリ、此善悪ヲシラス利根過タル大将ハ

鼻本ニ分別アリテ、何事も一カハ分別ナサル、ヲ、縦ハ

刀ノキツサキ斗ニ刃アリ、本ハ皆地カ年子ニテカナタ

コナタヘナル如ク、昨日ノ事今日カハル、其談合明日ハ

変 ■

一、國數ノ余慶ヲモツテ支配スルモノ物ナレハ、至テ金銀ヲ

サノミタクワユルニ及バス、然ハ宗雲彼地二代ノ間、侍扶助ノ事、

廿以前七十以後ハ大小共我 畜置金銀米錢ヲモツテ切符ニ

アツヘシ、老若共ニ楚忽ニ知行ヲアタヘ、隱居シ死シテ其知行

ヲ孫子ノ有 ■ ツカハサズシテ取アグレハ、何と能様ニイフテモ心中

ハ恨アリ、扱又心もしれぬ若者ハ後ニナニタル老モシヤランモ

不レ知シテ穿鑿ナシニ知行を宛行ヒ、度々越度アルニ其

所領ヲトリアクレハ、本人計ニ不レ限、親類部類シカモ用ニ

立物迄恨ニ思也、ソレヲ却テ戲者ニ知行ツカワシ、其俣

ヲケハ此家中ニハ何たる馬嫁モムサト知行ヲ取ソト心得テ、

若者共行儀無嗜ニナル物也、サリトテハ又我家中ノ侍衆ヲ

老若共ニ他所ヘコスヘカラス、トカクトシテ切符ニ本領ナケレハ

老若ニハ切符也

長尾イゲン入道三ヶ条ノ事



- 一、武具其外侍ニ入ル道具ふたへに調へき事
- 一、饗応フルマイ大身小身共ニ一汁一菜ノ事、并衣裳・袖ヨリ上着ヘカラス
- 一、猥リニ遊山見物無用ノ事
- 一、武略ナフシテ不叶敵三所アリ、先一番ニ大敵、二番ニミカタノ大将タカノ敵ノ大将覺ナウシテ大身ナルニ武略然ヘシ、其子細ハ覺ささナフシささチノ人カ覺ナキ人ニ対々ニモスレバ、前ノ覺ヲ無ニシテテキ方ヘ名ヲトラスル、マシテ負レハ勿躰ナシ、此理ヲモツテ武略尤也、三番ニ強敵ハ殊更味方ヘ行聞度事テダテナレハ是ニヨツテノ武略也、武略ニハ見たる斗も首尾ト、ノハズ、聞タル斗もアヤウシ、其品々ニ心ツクル事肝要也
- 一、大将ナキ我々持ノ侍を、真ニアテカフテラクレヲトル、一揆ニハミタリニアテカハン
- 一、信玄曰、十ノ物六ツ七ツノ勝ハ十分也、十分ニ勝ハケガアリテ後ハ一分モカチハナラヌ
- 一、大将強スキ給ヘ者、常ニキヲフテ終ニケカアリ、ケガアレバ負テヨキ将ハ大形ハツル、能者ハツレハ猿ノコトクナル侍共、残あテ居テ

作法サホウアシク成、作法アシケレハ武辺ハ猶モヨハシ、弱ケレハツヨミ  
過たる大将モヨハキ名ヲ取給ふ

一、信玄ハ常ノ智略ニモ千籠タル城ヲハ、壹万ノ人数ニテセメント定也、  
五千ニテハ事アヤウシトアリ

一、信玄ノ合戦ハ、働前ヘニ取カケント思ふ国ノ絵図ヲ以テ  
各侍サライ大将打寄、其国ノ險難ノ場ヲサタシテ、一ノ手・

二ノ手・横鎧ヨコカサ・脇脇備備・後備後備・小荷駄奉行、所ニヨリ

テマホル旗・遊軍・押勢ナト、申事割り候て、卒

爾ニガケナトヘコロヒ落儀、何方ニテモサノミナシ

一、信玄曰、国持か城へ籠リテ運ヲ果タシ稀ナラン、但主ヲ

持たる侍ノ後詰ヲ頼ニスル物ハ何ホトモ堅固ナル地ヲ丈夫ニ  
スル事干要也、三ヶ国共支配仕ル大将ガ大ナル城ニ一バイ

籠ル程人数ヲ持ナラハ、敵味方ノ国境ニテ二ツナク、平地ノ  
合戦仕テ果スヘキ事尤也、人数多クシテ其合戦ナラヌ

程ナラハ、籠城仕リタル共、矢鉄砲ノサマラク、リ妻子ヲ  
ステ、走りニケン、大将タラン者、兵ヲ崇敬シテ法度ヲ

定メ、軍法ヲ定、軍ヲセン事ヲ朝夕ノ作事ト相心得、

心に我一人ニテ普請ヲ仕ルハ城ヲ普請ヨリハハルく  
大作事也、是ヲ大将ノ一人ニテ多人数ノ働スル所也、

サルニヨリテ大合戦二万三万ニテ勝たるをも大将一人カ勝ト  
云、大将一人ノ覚悟ヲモツテ諸人ニカタセ、諸人ノ勝ヲ大将

ノ勝ト云、是大将ノ第一ノ願也、然共又八日九日路遠国  
諸ノ堺目ノ城ニハ、イカニモ堅固ナル地ヲ見タテ丈夫ニ

普請ヲ申付、敵トリマクニ付テハ、我後詰ヲシテ兼

テ分別ノ合戦仕ラント申事也、合戦モ城ヲヨク

持セねは後詰ハナラヌソ、後詰ナケレハ合戦ハナラヌソ、

サアレハ合戦ト城取ハ車ノ両輪ノ軍法也ト云々

一、晴信即時ニ侍大将足輕大将を召寄、時刻をウツサス、我

イチマシニ打立候へ、子細ハ一日モ敵ヤスミ候て、ワカミコロチ・ム川

クチナドヘ分テ働き候ハ、味方モ人数ヲ分ズハ成間敷候、

サ候へは八千ノ人数ヲ二手ニ分テハアヤウキ合戦ト覚

タリ、信州大国故敵方ハ味方一倍ニツモリテモ一万六千

ニテ候、味方一人ニ敵二人アテガヒニスレハ、此方ハ地戦ニテ

候間、度々ノ合戦也、其中ニ諏訪ノ頼茂ト村上義清ヲ

切クヅシタランニハ、木曾・小笠原両大将ハヲノレト覺ヘズ  
シテ、ヲシツケヲ見セニケント下知して、即時ニ打立、ニラ  
サキ或ハム川辺ニ陣取タリ

一、晴信云、国ヲ伐取テ、其国一兩年ノ間ニ我等ニヨク

思付仕様ハ有マシキカト問給ふ、勘介云、他国ヲ伐リ

取テ、其国一兩年ノ内ニモアブナクナキ事ハ、其国ノ先  
方衆・覺ノ者又ハ■覺ナク任、ヨキ筋ノ人々ヲ尋出シテ

カ、へ、本知ヲ三カ一モ半分モ、或ハミナ成任下サレ、後ハ  
譜代衆ト縁者ヲ組ナドイタセバ、少モアヤウキ事

ナク聞ヘ候、其上其国ノ出家・町人・地下ノ有徳ナル  
者マテ呼出シ、言葉ヲカケテ国ノ様子ヲ聞給ふ

へし、諸人大将ヲ大切ニ存スルト聞ヘ候、但アマリニ先方  
ヲ用ルト存候様子ナサレバ勿体ナキ馳走ナサレ過レハ、譜

代衆二人ナキ故、先方ヲ用ルト存候様子ナサレハ勿  
体ナキ事候、既ニ安芸毛利元就ハ少身ヨリ弓矢ヲ

トリ、中国ヲ伐治メ、四国マテ其威光有、元就国ヲ

モツテハ先方衆ヲカ、ヘラル、ニ、先方侍ノ千貫・二千貫

トル人モ譜代衆ノ五千貫取侍ヲシツシテ、上座へ  
アゲ、覺アル譜代衆ニハ、旁忠功ノ義ニテ国ヲ伐リシタカへ、  
各トリ給ハヌ知行ヲ新參ノ我等式ニ沢山ニ下サル、ハ、本  
座衆御腹立ニテ有ヘシト推量申テ候、御道理千方ト  
申テシフスル、又覺モナクシカモ不歎意ナキ人ナリ臣、  
譜代衆ナラハ新參衆アガメテ、サテ其批判ハアノ様  
ナル人モ、元就公ハ申、ヨキ大将ヲ頼ム故、人ニ執シラル、是非  
我等共モ忠功ヲイタシ、以来治リタル国ノ先方衆ニアガ  
メアルヘキト覺悟イタスニヨリ、元就ノ威光次第ニマサルト  
承及候へ者、新參ノ譜代衆ヲアナヅルハ傍輩ヲアナツ  
ルニアラズ、大将ヲカロシメ奉る道理ニテ候へ者、御日付ヲ  
付ラレ本參衆ヲカロシムル侍ヲハイナサル、カ、サテハ改易  
カト勘介申ス、晴信仰らる、ハ、我等国ニ<sup>ス</sup>ナルサル以前  
ニ、其国ヨリラウ<sup>ク</sup>仕たる侍大将ノ存命ニテ他国ニ  
イラレ候ハイカントアレハ、勘介承リ、ソレヨビトリ  
拘置ナサレ、其国ヲキリ取、本知ヘナヲシ下サル、ニ付テハ  
譜代衆ニヲトラズ、大将ノタメヲ存奉リ、ナニヤウニモ

御手ノヒロガル様ニト思案・工夫イタセバ、同国古傍

輩申事ヲ必ス他国ノ人ノ申ヨリ早ク合点候而、

敵方ヨリ帰伏ノ侍ヲ、クシテ、其国御手ニ入候ト

承及候由、山本勘介申ス

一、弓矢のとき軍場へノ使ヨリイタシテ後、備ノ釘クサビニ

ナル故、弓矢コトニエヌ人ヲキラフ、子細ヲ武士達ノエヌ人ハ

必ス弓矢ノ取沙汰キラヒ也、武士道嫌ナレハ、弓矢ノ勝

負見ハカラヒ不案内也、其所不案内ノ人御旗本ヨリ

先備へ御使ニ参るに、先衆敵とちかくして、戦ヤカテ

有ヘキヲ見テハ早クモドリ、セリ合有ヘキヲカクシ、無事

ノヤウニ申ニ付、大将油断被成、戦二ノ手ノカチ備ヲ仰付

サル故ニセリ合アヤウク候て、縦勝テモ味方ニ手負・死人

多シ、又右ノ不案内者先備へ御使ニ参、先衆敵ト程遠キ

を見テハ、ハブリライタシテセンナキ所へ馬ヲ乗マワリ、本ヨリ

武士道不案内ナレバセリアヒノ理ニモナラザル口ヲキ、旗

本ヲヒカラカシ、先手ノカセク若者共ニ腹ヲタ、セ、其上

カ子テ嫌候へ者、進退ユルガサル三ノ備色ヲモシラズ、

敵遠ケレハ何事有申へきと思ヒ、ムタト馬ヲ乗出シ

候ヲ初メ、腹タテタル心ガケル者任、旗本衆ニマケジトテ

我意地マシニ乗出シ、物かしら下知スレハ、御旗本ノ使衆

打スマシト申儀ニテ候トハツシテ乱ニ懸り仕マシキ所ニテ

セリアヒ有、無利ナル働ニハ必スヲ、ク手負・死人候而、大将

ノ御損アルハ、軍ノ使衆ニ武道無数寄ニテ、弓矢ノ事不

案内ノ人ヲナサル、故也、扱又前ニ申備す、見、退き、働ら

さる三ノ色味方ニモ有之也、如此ノ義ヲ見ハカラヒ、備立

ヨキ折節カ、リテ、理ヲスル所此ニツヲヨク見サタメ、二ケ<sup>カ</sup>

条ニ得利ナクンハ、軍兵詮ナキ所ニ置、ツカラカシ被成テ入

サル事と大将へ申上る、能人ヲエラヒ、軍ノ時ノ使衆ニナサル、

ソレニ付、中間頭十人・廿人衆カシラ十人合テ廿騎ハ弓矢ニ

誉アリテ武道ノ案内者也、カレヲ軍ノ使衆十二騎ニ添

候儀、万事ノ目付・横目也、アヤウキ事ナシ

一、何時も初合戦ニ諸手ノ人数打チリテ敵ヲ討取テ、敵

ヨリアラ手スケ来ラバ、縦唐ノ韓信焚会ト云トモ、

人数マトムル事ナラズシテ敗軍ハ必定也、ソレニヨツテ十

分一成共ヲク事アリ

一、越後衆陣ノ時一人ニ三人アテカイニ、朝食ヲコシラヘ

サセ置候軍法故、人馬ノハミ物ヲコシラヘサルニヨリ、火ヲ  
焼色見ヘスシテ如此

一、馬場美濃、信玄ヘ参りて申、天龍ノ渡、内々絵

図ヲ以テナラシノ時沙汰仕候ヘ共、浅キ深キハ更ニ見及  
バザル所ニ家康越たるヲ能見テ候ヘハ、一段浅ク相見ヘ  
申、若武者故川ヲ渡リテ見セタヘトハ尤ノ儀也

一、信玄ノ哥ニ曰

人ハ城、人者石垣、人ハ堀、情ハ味方、讎ハ敵ナリ

信玄公一代敵合ノ作法三ヶ條ハ

一、敵ノツヨキヨハキノ穿鑿アリ、又ハ其国ノ大河・大坂、或ハ分限

ノ模様、其家中諸人ノ行義・作法、剛ノ武士大身小身

共ニ多少ノ事、味方物頭ニヨク其様子ヲシラセル、ナリ

一、信玄公申ハ弓矢ノ義、勝負ノ事十分六分七分ノ内ハ

十分ノ勝也ト被定申ニモ、大合戦ハ殊更右ノ通肝要也、

子細ハ八分ノ勝ハアヤウシ、九分十分ノ勝ハ味方大負ノ下



作也ト義也

一、信玄被申ハ弓矢ノ取様事、四十歳ヨリ内ハ勝様ニ、四十

歳ヨリ後ハマケサルヤウニトアル儀也、但廿歳ノ内外ニテモ

我ヨリ小身ナル敵ニハマケヌヤウニシテ勝過スヘカラス、

大敵ニハ猶以右ノ通也、ヲシツメテヨク思案・工夫ヲ以テ位

ツメニ仕リ、心長ク有リテ、後途<sup>ト</sup>ノ勝ヲ肝要ニ仕へき也

一、若主人・寄親・鼯<sup>ト</sup>ノ批判ニテ中ヤ下ノ走廻ヲヨク申タテ、

上ノ手カラノ人ウツモレテ有之ヲハ、二十人頭・中間頭ヲ以テ

フレラル、ハ、諸家中勝負ノ手柄ニ付、申上度事有之ハ、

直目安ヲ以テ申上候ヘトふれられ候故、下々ニテ私ナル

事ナラサルハ、諸人ノウシロクヲキ事なき本是也

一、信玄公国法・軍法ヲ物ニタトヘ候へ者、大将ハ大工ニテマシク候、

其下ノ侍大将・足輕大将・一切ノ物頭ハクサビ・クギ也、大将ノ口マ子仕ル

出頭衆、或ハソレヲ承ハツテ御使ニハシリメクル衆ハ、サイツヂ・カナ

ヅチナリ、諸奉行ハ<sup>テウナ</sup>鉞<sup>カシナ</sup>・<sup>ノミ</sup>鉋<sup>ノコギ</sup>・<sup>モミキ</sup>採錐也、御目付・横目ノ

廿人衆頭・中間頭ハ京砥・上野<sup>ノ</sup>砥ナドノコトク道具ノハモノマクレ

候へ者、砥ヲ以テ刃ヲ付申候、扱又惣人数ハ伐木也、備ハ家ナリ

一、小荷駄奉行備・本大将程ノ人二尤也、但味方地ハハサキへ敵地ニテアト也、ノク時ハ又サキへモ合戦ナキニハ大形奉行モ不苦候、口伝

## 二 実際の文献との照合

本章では、前章で示した『見聞書』内に見える『甲陽軍鑑』の記載箇所を実際の文献と照合させ、どの部分を書写していたのか明示していきたい。なお、『見聞書』の記載と合致する箇所には傍線を付している。<sup>10)</sup>

### (第一条)

又ハ、げいのふをもつばらにしたまひ、たま〜ぶげいの弓・へひほう・馬・てつぼうをけいこあれども、其心たわけなるゆへ、弓矢のミちへハををとさず、げいしゃのやうにしなし、いつも「よろしくわれハ国持ならん」とおもひ、弓矢のミち、ぶ心がけにて、我がすることをば、何をもよきことばかり存ぜらるゝにつき、其ひくわん衆は、大将のゑ給ふ事もゑぬ事をも、みなよきとほむる物也、ほむるハ尤道理にて有り、<sup>11)</sup>

### (第二条)

よき大将ハ分別まし〜て、我がなさる、儀にも、しゑたる事をほむるハ道理とおもひ、しうげざることをほむるは、われへのちそうに時のあいさつ、と心得らるゝを、ぬすまれぬとハいうぞ。人々のほむるにのり、我

が手前の善悪をもわきまへざるをさして、ちゑをぬすまる、と申す。又、善悪をわきまへたるといふて、我をほむる人をけいはくものとしてしかり給ふ大将もあるべし。それもあしき分別なり。<sup>12)</sup>

(第三条)

とかくばかなる大将のしたにて、奉公人の上中下ともに、やうすを見聞に、ぜん代よりの家老にはよき人あれども、当時のしゆつとう人に若ハさゞへられやせんとて、よき事を存じいだし候てあれ共、ものいはず。大将わたわけたまふにより、人を見しりなふして、分別なきふけん共を召あつめてさうきやうあるゆへ、其衆、善悪のわきまへもなく、たゞ我がてがらなる分別ありて、かくのごとくしあわせよくりつしんすると、しやうこもなきほまれをおもひ、我が身にこうまんのいじハ、二六時中にもつばら也。惣別、小身なるもの、うつけたるは、其友なふ人たわけ也。殊大名の破家なるハ、其したにてしゆつとう仕る衆たわけなり。うつけハ必、まづ分別だてありても、一せつ分別ハすこしもなし。げらふのたとへに「うしはうしづれ、むまはむまづれ」と申ごとく、我にひとしきものに諸やくを申つくるにより、はしりまふほどの人みなたわけなり。其もの共をも、其家にてハ「すこやかじん」「分別しや哉」「りはつ一人」などいふてほむる。子細は、そのしたにすめば、まづ其大将をよくいふとては、かならず出頭人をほむる。しゆつとう人をほむれば、出頭衆、めきゞのもの共をもおのくほめてまわり、あしき人をも「よき人哉」と邪欲の諸人申といへども、そのかちうばかりにての事、よそにてハ人がわらふなり。<sup>13)</sup>

(第四条)

分別なればざりにとをし。ざりにとをければ、おんをうけたてまつる主君のためにもおもはず、わたくしな

るいじあれば、もとより、ばかなる大将へむぐうちざいに申あげ、みなをのれくがま、にする。我がひきの人をば、よの出頭人にとりなさせ、よの出頭衆のミよりをば、我がよく申しなす。<sup>14</sup>

(第五條)

さてハ、我にいんぶつ持來の人ばかりを、とり持てちさうする。もし右の人公事沙汰などあれ共、理非もたさず、我がひきの人のりにいたす。かやうの家は、上から下にいたるまでことくふちよくなり。ふちよくとても、あいての道理にきハまれば、にわかひにをとす事もならずして、諸奉行、めと目を見あわせ、かなたこなたへぬりまはり、事をながふしてあひ手にたいくつさする。あい手もきこんつようふして、諸奉行へまわれば、「今日はよそへの振舞」「けふハ又、御大将にて大事の御だんかう」といふて、其人をおしかへす。たまくと内にいる時も、「きげんあしうてふせられたる」など、うちのもの申て、ついにあひてのもの、理をもち申せば、そこにてまけにさばく。是たゞ出頭人のふちよくなるゆへぞかし。扱、其出頭衆、しんるひどものかたハ、おややあにやしうとやおぢやいとこなどの、しゆつとうをかさにきて、いかによりよ外をおもてへたて、をこりて、上の御用にたつも御ためおもふも、我々ばかり、と分別がほをして、身類衆出頭のかげにより、我も出頭するていに仕りなし、人にもちいられ、我をもちうるものをば、あしき人をもよく申、我をもちいざる人をば、よき人をもあしうい、たとひ覚のばをひきたる手がらの人をも、口にまかせてあつこうせしめ、おのれハ卅にあまり四十におよび、或ハ四十にあまるといへ共、つゐに一度も手がらもなし。然共きよごんをいひ、手がらだてを申てまはる。<sup>15</sup>

(第六條)

惣別、軍八十のもの九ツかつことあるとも、それをばのけ、ひとつのあやうきかたへつき、だんかうすれば、まつたくかたん。<sup>(16)</sup>

(第七條)

一、第二番にハ、りこんすぎたる大将なり。此大将の様子は、大略がさつなるを以テ、おごりやすうして、めりやすし。よき武士ハ大身・小身によらず、能事あれ共おごる事なし。あしき仕合の時も、さのミめらず。これハ賢にして心こうなる故、如此シ。<sup>(17)</sup>

(第八條)

殊更りこんすぎたる大将は、ぢやよくふかければ、内の者に知行をいだすにも、あく所を悉らミいだして、ちそつにくる、其上、諸侍をせばめ、知行百貫取ル者をバ、くわやくを申かけ、五拾貫はへつらふて取り、五十貫の侍をバ廿五貫へつらい取り被<sub>レ</sub>成ル故、上をまなぶ下なれば、諸侍衆、百姓をも又すへくに至り、りこんすぎたる大将、しかもひとかわりこんにして人にひだちうたれぬやうに、と思召、(中略)惣別、能大将は、あらく見ゆれ共ちひふかし。りこんのすぎたるあく大将、口にてハよきやうに仰らるれ共、おくくむぢひなり。必ズりこんすぐれば、身にぢまん有ルにより、なにをしても、「我がする事にひだちはうたるまじ」とおぼしめすに付キ、ここんにおひて名大将、或は、少身にてもめいじんのことば、又ハしかたをも用イず、なにもかも、「ぬしのいちぶんにてしだいすべき」とばかりしあん有ル。たまくとものしりをちかづけ、「物をきかん」「よまん」と有ルといへ共、りこんをさきへたて、かたはしを少聞、

そのま、「がてん」と被<sub>レ</sub>ル仰。仏經二曰、「未得謂得、未証謂証」と有ルごとく、よくも不<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>して「心得たり」と被<sub>レ</sub>仰、「むかしも今も能人のむねハことく同前なり」など、の給ひ、古キ人の事をたましく手本にし給へど、はやがつてんなる儀計、とりどころにあそばし候。<sup>18)</sup>

(第九條)

惣別、人間ハ、大小によらずふのよき人のまねはせぬものなり。まづ、仕合あしき者のしかたを穿鑿有り。其上、吉事の人のことわざを分別候て、その間より、いかにもあぶなげなきはたらきを、もつばらにまぼるべし。殊更、一代にてしいでたる大身のまねを、二代・三代・五代・十代の大将衆、十が九つまねべからず。子細ハ、我が一代にしいづる大名ハ、天道のめぐミふかかるべし。その大将にハあやうき動有ルものなれ共、これハ天道よければ、しするきわまで大略りうんになる。其わきまへもなく、代々ゆづられきたる大将の、あぶなき動あそばしては、必被<sub>レ</sub>成そこなふ也。けがの有ルこそ尤なれ。天道も代々めぐミハなきものにて候。此善悪をしらず、りこんのすぎたる大将ハはなもとに分別有て、何事もひとかわ分別に被<sub>レ</sub>成ルを、縦へば、かたなのきつさきばかりに刃バ有り、もとはミな地がねにて、縦へきる、といへども、つばぎわまがり、おしなをせばかなたこなたへなるごとく、昨日の事今日かわり、其談合、明日ハへんじ、朝暮あたらしう物をしださんとかり、賢人のごを聞ても、むさぼりたるいじへあてがうて、<sup>19)</sup>

(第一〇條)

さありて、四代めには国かずのよけひを以て、しはいするものなれば、これハ至て、金銀をさのミたくわゆるにおよばず。然バ、宗雲が後二代の間、侍ふじよの事、はたち以前、七十以後ハ、大少共に、我がたくわへお

く金銀・べい銭を以テ、きりふにあてがうべし。老若共に、そこつに知行をあたへ、いんきよのものしにて後、其知行を子孫のあるにくれずして、とりあぐれば、なにと能様にいふても、心中はうらみあり。扱又、心もしらぬわか者ハ、後になになるほれものやらんも存ぜずして、せんさくなしに知行をくれ、度々おつどあるに、そのしよりやうをとりあぐれば、本人ばかりにかぎらず、しんるい・ぶるひの、しかもやうにたつもの迄、うらみにおもふなり。それをかんがへて、たわけ者に知行をくれ、そのま、おけば、此家中には、なにとたるばかも、むさと知行をとるぞと心得、わか者共ぎやう儀、ぶたしなミになるものなり。さりとてハ、又、我が家中の侍衆を、老若共に他所へこすべからず。菟角として、きりふに本りやうなければ、老若にはきりふ也。就中、上杉家の事、十ぢやうして、今より後ハ、家のよきささほうを、一代に五ヶ条・十ヶ条づゝとりうしなひ、上杉家此さしつぎに、まつたくみなとりうしなふべし。<sup>20)</sup>

(第一一〜一三条)

其後、又、いげん入道しあんして、管領則政公旗本に、三ヶ条の法度をたつる。

一、武俱、其外侍にいる道具、ふだんにこしらへべき事。

一、ふるまひ、大身・少身共に、いちぢういつさいの事。并に、いしやう、つむぎより上、きべからず。

一、乱舞・遊山・見物・無用の事。

と書て、諸侍へふれ渡<sup>21)</sup>。

(第一四条)

また、ぶりがくなふしてかなわざる敵、三所あり。まづ一番に大敵、二番にみかたの大將より敵のたいしよう

おぼへなふして、大身なるに、武りやくしかるべし。その子細は、おぼへの人がおぼへなき人にたいくにもすれば、まへのおぼへをむにして、敵方になをとらする。まして、まくればもつたひなし。その理をもつて、ぶりやくもつともなり。三番に、がう敵は殊更みかたへてだて聞度事なれば、これによつて武りやくなり。ぶりやくには、見たるばかりもしゆびと、のわず、きいたばかりもあやうし。そのしなくにこ、ろつける事か  
(22)  
んやうなり。

(第一五条)

それハ、輝虎のち又くふうありて、「かゞ・越中の大将なきわれくもちの侍を、北条氏康・武田信玄などのやうに、しんにあてがうておくれをとる。いつきにハみだりにあてがはし」とて、輝虎家中を、われいじましにか、らせ給ふ故、よくねんの合戦は、おほき輝虎かち、加賀の尾山といふ所迄、をいうちにあそばす。(23)

(第一六条)

信玄公御在世之時の給ふハ、「十のもの六つ七つのかちは十分なり。十分にかてば、けがありてのちハ、一分もかちハならぬ」と我等計にてもなし、をのく家老衆へ度々おほせられ候。(24)

(第一七条)

さて、大将つよすぎ給へば、つねにきおふて、終にけがあり。けがあればまけて、よき侍ハ、大かたはつる。よきものはつれば、猿のごとくなる侍ども残りゐて、さほうあしくなる。さほうあしければ、ぶへんハなをもよハし。よハければ、つよミすぎたる大将も、よハき名をとり給ふ。さてこそ、「まへにつよすぎたる大将、すゑによハき大将にひとつなり」とかきしるす。(25)



(第一八条)

信玄公つねのちりやくにも、「千こもりたる城をバ一万の人数にてせめん」と定め給ふ。「五千にてハことあうあやうし」とある御出語ハ、さだめて長坂長閑・跡部大炊助、少もしつねんあるまじき所に、わかきやかたの、しかも心のごうきやうにましますを、「前代よりつよく」といさめ申す。<sup>(26)</sup>

(第一九条)

惣別、信玄公の合戦ハ、はたらきまへにとりかけんとおもふ国のゑづをもつて、各侍大将うちより、そのくにのけんなんの場をさたして、一の手・二の手・よこやり・わきぞなへ・うしろぞなへ・ここにだ奉行・所によりてまぼるはた・ゆふぐん・をさへせいなど、申すことハリ候て、そつじに、かけなどへころびおちる儀、いづかたにても、そのミこれなし。さやうにいたすを、甲州の軍法といふ。<sup>(27)</sup>

(第二〇条)

信玄公被<sub>レ</sub>仰出<sub>ル</sub>ハ、「かた<sub>レ</sub>言上尤なれども、事の子細を分別して見よ。国持が城へこもりて、うんのひらく事まれならん。但、主を持たる侍の後づめを頼にするものハ、何程もけんごなる地を、ぢやうぶに普請する事肝要也。三ヶ国共しい仕ル大将が、大成城に一ぱい籠ほど、人数を持たらバ、敵みかたの国さかひにて、二つなく、ひらちのほうせん仕リテ、果すべき事もつばらなり。人数多くして、其合戦ならぬ程ならば、籠城仕りたり共、矢・鉄炮のさまをく<sub>レ</sub>り、妻子をすて、走にげん。国五つト持大将たらん者ハ、兵をそうきやうして、法度を立、軍法を定、いくさをせん事を、じやうぢうのさくちと相心得、心に我一人にてふしんを仕ルハ、城普請よりハはる<sub>レ</sub>大きくじなり。是を、大将の一人にて多人数の働する所也。去によつて、大合戦二

万・三万にてかちたるをも、信玄が勝と云。大将一人の覚悟を以、諸人ニかたせ、諸人の勝を大将の勝と云。是大将の第一ぐわんなり。各皆共、諸侍老若共ニ、此儀さんとく仕候なり。然共又、八月九日路、遠国もろくのさかひめの城にハ、いかにもけんごなる地を見たて、ぢやうぶに普請を申付、敵とりまき候に付てハ、我が後づめハならぬぞ。後づめなければ合戦ハならぬぞ。さあれば、合戦と城取ハくるまの両輪の軍法成」と法性院信玄公御出語を承、馬場美濃・内藤修理を初、老若共ニ不<sub>レ</sub>残、是をかんじたてまつる。<sup>(28)</sup>

(第二二条)

晴信公、即時に侍大将・足輕大将をめしよせられ、「時刻ヲうつさず、われいぢましにうつたち候へ。子細ハ、一日も敵やすミ候て、わかミこ口・む川口などへ、わけて働き候ハ、味方も人数をわけずハなるまじく候。左候へて、八千の人数を二手にわけてハ、あやうき合戦とおほへたり。信州大国の故、敵方ハミかた一ばひにつもりても、壹万六千にて候。味方壹人に、敵貳人あてがひにすれば、此方ハ地戦にて候間、たひく<sub>レ</sub>の合戦なり。其中に、諏訪の頼茂と村上義清ヲきりくづしたらんにハ、木曾・小笠原の両大将ハ、おのれとおほ多<sub>ク</sub>ずして、おしつけをミせてにげちらん」と下知あそばし、「即時にうつたち、にらざき或ハむ川辺に陣取、人数上下のした、め、壹人にて三人まへこしらへ、其夜半に打立、明日卯辰の刻に軍初」と内談候て、次日戦有<sub>リ</sub>。<sup>(29)</sup>

(第二三条)

晴信公被<sub>レ</sub>仰、ハ、「国をきりとりて、其国一兩年の間に、我等によくおもひつくしやうハあるまじきか」ととひ給ふ。勘助申すハ、「他国をきり取て、其国一兩年の内にもあぶなくなき事ハ、その国の先方衆、おほへのもの、また、おほへなくともよきすじの人々を、たづねだしてか、悉、本知を三ヶ一も、半分も、或ハミななり

ともくだされ、のちハふだい衆とゑんじやくをくミなどいたせば、少もあやうき事なく聞候。其上、其国の出家・町人・地下のうとく成るものまでよび出し、ことばをかけて、国のやうすをき、たまへば、諸人大將をたいてつに存、ときこへ候。但あまりに先方をちさう被<sub>レ</sub>成すぐれば、またふだひしゆあなづりて、一段あやうく候。しさひハ、ふだい衆に人なき故、先方をもちゆる、と存ずるやうになされば、もつたいなき事二候。すでに、安芸毛利元成ハ少身より弓矢をとり、中国をきり納、四国・九州まで其いくわう有り。此元成、国をとつてハ先方衆をか、へらるゝに、先方侍の千貫・弐千貫とる人も、ふだい衆の五十貫取る侍をしつして、うわ座へあげ、覚あるふだい衆にハ、『かたゝく忠かうの儀にて、国をきりしたがへ、をのゝとりたまハぬ知行を、しんざんの我等しきにたくさんくださるゝハ、本ざん衆御腹立ニて有べき』、とすいりう申て候。御どうりせんばん、と申てしつする。また、おほへもなく、しかもふがひなき人なり共、ふだひしゆならば、しんざんしゆあがめて、扱其ひはんハ、『あのやうなる人も、元成公と申すよき大しやうを頼む故、人にしつしらるゝ。是非我等もちうかうをいたし、以来おさまりたる国の先方衆に、あがめらるべき』とかくごいたすにより、元成のいくわう、次第にまさるゝとうけたまはりおよび候へば、しんざんの、ふだい衆をあなづるハ、ほうばひをあなづるにあらず、大將をかるしめたてまつるだうりにて候へば、御目つけをつけられ、本ざん衆をかるしめる侍えおバ、せひばいなさるゝか、扱ハかひ多きか』と勘助申上る。

晴信公仰らるゝハ、「我等国にならざる以前に、其国よりらうゝ仕たる侍大將の、存命にて他国に居をバいかん」とあれバ、勘助うけたまはり、「それこそよびとり拘置被<sub>レ</sub>成、其国を切取、本地へなをしくださるゝに付てハ、ふだい衆におとらず、大將のためをぞんじたてまつり、「何様にも御てのひろがるやうに」としあんゝく

ふういたせば、同国ふるほうばひ申事を、かならず他国の人の申よりはやく、がつてん候へて、敵方よりきぶくの侍お、くして、其国まつたく御手に入と承及候」よし、山本勘助申す。<sup>30</sup>

(第三三条)

右、ゆミ矢之時、軍場への使、よくいたして後、備へのくぎ・くさびになる故、弓矢ことにゑぬ人をきらう。子細者、武士道のゑぬ人ハ、かならずゆミやのとりさたきらいなり。武士道きらいなれば、弓矢の勝ぶ、見はからい、ぶあん内なり。其ところ無案内の人、御旗本より、さき備へ使にまいるに、さきしゆ敵とちかくして、た、かいやがてあるべきを見ては早くもどり、せりあひ可有をかくし、無事のやうに申すに付き、御大将由断被レ成、戦二ノ手のかち備をおほせつけられざる故、せりあいあやうく候て、縦かちても、みかたに手をい・死人お、し。

また、右のぶあん内しや、先備へ御使にまいり、さきしゆ敵とほどきを見てハ、はぶりをいだして、せんなき所へ馬をのりまわり、もとより、武士道ぶあんないなれば、せりあいの理にもならざるくちをき、御旗本をひからかし、さき手の、かせく若ものどもに、はらをた、せ、そのうゑ、かねてきらい候へば、す、ミ・しりぞき・ゆるがざる、三つの備いろをもしらず、敵とをければ、何事もあるまじきとおもひ、むたと馬をのり出し候をはじめ、腹立たる、心がけるものども、旗本衆にまけじとて、われいじましに乗出し、ものがしら下知すれば、「御旗本の使衆をうたすまじと申儀にて候」とはづして、みだりにかゝり、仕るまじき所にて、せりあひあり。むりなるはたらきにハ、かならずお、くの手負・死人候て、大将の御そんあるハ、軍の使衆に、武道ぶすきにて、弓矢之事無案内の人を、なざる、故也。

さて又、前に申す、備にす、ミ・しりぞき・はたらかざる、三つの色、みかたにも是ある也。如レ此の儀を見はからい、備たて、よき折ふしかり、理をする処、此二つをよく見さだめ、二ヶ条にとく理なくんば、軍兵せんなき所におき、つからかしなされて、いらざる事、と大将へ申上る。能人を多ラミ、軍の時之使衆に、晴信公なさるゝ。それにつき、御中間頭十人、廿人衆頭十人、合て二十騎ハ、弓矢にほまれ有て、武道の案内者也。かれを、むかでのさし物さ、せたまふ、軍の御使衆十二騎に、指添被レ成候之儀、万事の目付・横目也。少もあやうき事なし。晴信公、御さ方、如<sup>(31)</sup>件。

(第二四条)

しさひハ、何時も初合戦、諸手の人数打ちりて、敵をうち取に、てきよりあらて、すけきたらば、たとひ、からのかんしん・はんくわひといふとも、人数まとむる事ならずして、はひぐんハ必定なり。それによつて、十分一なりともおく事有り。<sup>(32)</sup>

(第二五条)

しさひハ、えちご衆陣の時、壹人に参人あてがひに、朝めしをこしらへさせおき候軍法ゆへ、人馬のはミものをこしらゑざるにより、火をたくいろ見ゑずして如<sup>(33)</sup>此。

(第二六条)

馬場美濃、信玄公御前へまいり申さるゝハ、「てんりうわたり、内々ゑづをもつてならしとき、さた仕り候へども、あさき・ふかきハ更に見をよばざる所に、家康こしたるをよく見て候へバ、一だんあさく相見え申す、わかむしやゆへ川をわたりて見せたる」と申上らるゝハ、尤之儀なり。<sup>(34)</sup>

(第二七条)

或人の云ふ信玄公御歌に、人は城、人は石垣、人は堀、城は味方、<sup>(35)</sup> 讎は敵なり。

(第二八〜三〇条)

信玄公御一代、敵合のさほう、三ヶ条者

一、敵のつよき・よハきのせんさくあり。又ハ、其国の大河・大坂、或は分限のもやう、その家中諸人のぎやう  
ぎさほう、かうの武士、大身・少身ともに多少の事、みかた物がしら衆に、よく其やうすをしらせなさる、  
事。

一、信玄公おほせらる、ハ、「ゆミヤの儀、勝負の事、十分を六分七分のちハ十分のちなり」と御定なされ  
候。中にも大合戦ハ殊更右之通肝要也。子細ハ、「八分のちハあやうし、九分十分のちハみかた大まけの  
下つくり也」との儀也。

一、信玄公おほせらる、ハ、「ゆミヤの儀、とりやうの事、四十歳より内ハかつやうに、四十歳より後ハまけぬ  
やうに」とある儀なり。但、廿歳の内外にても、我より小身なるてきにハ、まけぬやうにしてかちすべ  
からず。大敵にハなをもつて右之通也。をしつめてよくしあん・くふうをもつて、位づめに仕り、心ながく  
ありて、後道のかちを肝要に可仕、との儀也。<sup>(36)</sup>

(第三二条)

若、主・寄おや、ひいきのひはんにて、中や下のはしりめぐりをよく申たて、上のでがらの人、うづもれてこ  
れをあるをバ、二十人衆頭・御仲間頭衆をもつて御ふれなさる、ハ、諸家中勝負のてがらに付、申上度事これ

あらば、直目安をもつて申上候へ、と御ふれゆへ、下々にて私なる事ならざるハ、諸人のうしろぐらき事(37)これなきもと斯也。

(第三二条)

是ハ恐々高坂彈正申候事

一、信玄公国法・軍法を物にたとへ候へば、御大将ハ大工にてましく候。其下の侍大将・足輕大将、一切の物頭ハ、くさび・くぎ也。大将の御くちまね仕る出頭衆、或はそれをうけたまハつて御使にはしりめぐる衆ハ、さいづち・かなづちなり。諸奉行は、てうの・かな・のミ・のこぎり・もミぎりなり。御目付・よこめの二十人衆頭・御中間頭ハ、京と・上野などのごとく、道具のは物、まくれ候へバ、とをもつてはを付申候。(38)さて又惣人数ハ材木也。備ハ家なり。

(第三三条)

△敵を引懸ル合戦にハ

- 一、先衆の内より、あいしらひぜひ三手計。
- 一、ゆふぐん、いか程も。是ハ信玄流に浮勢也。口伝有。
- 一、ここにだ奉行備、本大将程の人に尤也。但、みかた路ハ先、敵地にてハ跡ナリ。のく時ハ又、先へも合戦なきにハ、大形の奉行も不レ苦。口伝有。
- 一、ここにだしるしの事。(39)

### 三 上杉定勝による軍書の内容

第一章および第二章の内容を踏まえると、定勝が書写した『甲陽軍鑑』記事の傾向をある程度絞り込むことができる。また、これと併せて、当該期の軍書による学習および享受の実態も明らかとなつてこよう。本章では、上記二点に着目して、近世大名による『甲陽軍鑑』の利用について、上杉定勝を事例に考えていきたい。

まず考えるべきは、定勝が『甲陽軍鑑』のどの諸本を参考にして、『見聞書』の文章を記述したのかである。定勝の生きた一七世紀前半に時期を限ってみると、『甲陽軍鑑』の版本は「片仮名付訓十行本」(元和年間～寛永初期頃に成立)と、「平仮名付訓十一行本」(寛永初年頃に成立)の二系統が挙げられる。<sup>(10)</sup> 酒井氏の指摘によると、前者から後者にかけて、(1)行数が増え、(2)付訓の表記が片仮名から平仮名となり、(3)丁付が各冊の通し丁数に統一され、(4)漢字を仮名に直し付訓・読点を増やすといった「形式的改変」が見られるという。この点から、「平仮名付訓十一行本」は「片仮名付訓十行本」に基づいた「改版・後出本である」点<sup>(11)</sup>が明らかにされている。

ここで、改めて定勝の『見聞書』に注目すると、(1)行数や(3)丁付については、書物の抜書きによって構成されている『見聞書』の性格から考察の対象外となるが、所々に(2)片仮名で付訓が施されている点、(4)漢字を仮名に直した形跡が多くない点は、諸本を比定する判断材料となろう。すなわち、定勝が書写した『甲陽軍鑑』の諸本は、「片仮名付訓十行本」であると言える。このほか、『見聞書』に見える文字遣いが、「片仮名付訓十行本」のそれと近似していることも参考となろう。<sup>(12)</sup> ただし、定勝が『甲陽軍鑑』の記事をいつ記述するに及んだのか、それを確定でき



る史料は今のところ見出せず、詳細な時期は不明とせざるを得ない。だが、後述するように、寛永二年付近に定勝の学習活動が顕著に見られるため、寛永初年頃に写本に及んだと現時点では想定しておきたい。

続いて、定勝が書写した『見聞書』の内容を見ていこう。『甲陽軍鑑』は全二三巻からなる大部の軍記物語だが、その中で定勝が書写した部分は巻三〜六・八〜一一・一三・一六の一〇巻に絞られる。なかでも巻三〜六は四種に大別した愚将の批判を記し、それ以外の巻では軍学・兵学に係る記述が見られる<sup>(43)</sup>。前稿で検討した『甲乱記』・『信長公記』・『太閤記』と同様に、『甲陽軍鑑』においても戦時の具体相を記した箇所は少ない一方で、善政に導くための訓示や、明君としてあるべき姿に触れた記述が豊富である。ここに、定勝の軍書に対する学問的志向性が看取されよう。

では、定勝はこうした軍学をどのような過程・方法で学んだのだろうか。前稿でも指摘したように、『見聞書』は定勝が私的に作成した、言わば読書ノートである。こうした私的な学習の様相は、米沢藩の公的な記録史料に反映されにくい<sup>(44)</sup>ため、具体的な内容を提示することは難しい。だが、定勝の事績をたどる中で、禅僧とりわけ妙心寺僧との文芸交流は注目される<sup>(45)</sup>。定勝は、妙心寺一一五代住持の九山宗用を学問の師と仰ぎ、修学研鑽を積んだと言われている<sup>(46)</sup>。『定勝公御年譜』には、定勝と九山が聯句会や茶会を催したり、九山の講釈を定勝が聴講するといった記事が寛永年間前半に度々見られる<sup>(47)</sup>。また、妙心寺塔頭亀仙庵住職の海山元珠とも雅会を開催するほか<sup>(48)</sup>、京都から米沢に帰る定勝に漢詩文を送るなどして交流が行われていたことが分かる<sup>(49)</sup>。

このことから、定勝は禅僧との交遊を通して教養が培われてきた経緯があり、軍学においても彼らとの文芸交流の中で享受されたと推測される。憶測の域を出ないが、定勝の軍学の受容に関して、ここでは禅僧(妙心寺僧)の存

在を想定しておきたい。

また、後世になつての資料であるが、軍学者・香西成資が著した『甲越戦争記』附録乾（正徳五年（一七一五）成立）のうち「高坂弾正遺戒乃事」には、定勝が高坂弾正昌信の孫にあたる源五郎昌国と関わっていたことが分かる記事載せている。<sup>(49)</sup>これによると、定勝は「源五郎ハ（高坂弾正から数えて…筆者注）三代にて候へハ無別事候欵」と考へ、源五郎昌国を召し抱えようとしたが、源五郎昌国が「私も高坂孫にて候間、遺戒を守可申候御免被下候」と述べたことから、定勝が召し抱えることはなかったという。その後、定勝が保科正之に推挙したことで、源五郎昌国は保科家に三〇〇石で禄仕した。<sup>(50)</sup>このことから、江戸時代初期に甲州流軍学に精通した軍学者が上杉家と関わり合っていたことが読み取れ、そのもとで定勝も『甲陽軍鑑』をはじめとする軍書に学ぶ機会が多分にあったのではないだろうか。

加えて『甲越戦争記』には、「景勝公大坂御陣以後迄御存生候へハ、甲陽軍鑑流布の時に候、定勝公ハ猶以近来乃事に候」とあることから、元和・寛永期に『甲陽軍鑑』がすでに流布しており、当時の近世大名が『甲陽軍鑑』を容易に手にしえた時代背景が読み取れ、前述した定勝の学習機会の創出を促していると言えよう。さらに、「寛永二年（一六二五）頃上杉弾正定勝はしばしば景憲を招致して、『甲陽軍鑑』などを中心に甲越の戦法・戦術を談じた」と伝えられ、景憲の門人小早川能久は常に景憲に従って同席した<sup>(51)</sup>点を、石岡久夫氏が『甲越戦争記』巻四「川中島軍評并五戦記違却」第七項から見出したことから、定勝による甲州流軍学の受容の一端が垣間見える。ただし、『定勝公御年譜』の寛永二年周辺の記事にはこれに関連する記載が見られず、これが事実かどうか明言しかねるが、定勝がこの時期に『錦繡段』や『古文後集』、『三略』といった中国の漢詩集や兵法書の講釈を近侍の諸士を対象に

行っている点を勘案すると、定勝の学習活動がこの時期に集中していることは確かであろう。<sup>(32)</sup>

このように、近世初期大名による軍学の享受およびその学習活動は、「武将から為政者への転換を余儀なくされた」時代背景と相互に関連するものであったと考えられる。<sup>(34)</sup>若尾政希氏の研究により、「太平記読み」を通して『太平記』が「支配者たる領主層」に受容され、政治・軍事の理想像が広く領主層に共有されたことが明らかとなった中で、他の軍書においても同様の検討が進められている。<sup>(35)</sup>本稿で検討対象とした『甲陽軍鑑』についても、「太平記読み」と同様の視点で、理想とする治政のあり方を修得するという明確な学習目的のもと、その利用に供してきたのではないかと考えられる。

### おわりに

本稿では、『見聞書』に見える『甲陽軍鑑』記事に焦点を当て、定勝による学習利用に関する事例的考察を行った。今回、明らかとなったことを以下でまとめておこう。

上杉定勝が抄出した『甲陽軍鑑』記事に注目すると、理想とする為政者の反面教師として愚将の記述を引用するほか、教訓・治世を説諭する軍学の記述に重きを置いていたことが分かった。また、こうした『甲陽軍鑑』をはじめとする軍書の受容は、「武将から為政者への転換を余儀なくされた」当時の時代背景と密接に関連付けられ、「太平記読み」と同様の観点を持ちながら、政治・軍事の理想像を学び取る重要な機会であったと考えられる。ここから、軍書を通じて近世大名の学習活動の様相が見出されよう。

紙幅の都合上、『見聞書』内に見られる『甲陽軍鑑』記事のみの検討に留まってしまった。『見聞書』には、定勝が抄出した文献資料がまだ手つかずの状態で残されている。今後これらの分析を通じて、近世大名の学間についてさらに検討を進め、課題の解決に努めたい。

#### 注

- (1) 『見聞書』は、『大日本古文書 家わけ第十二 上杉家文書』（東京大学史料編纂所、一九三二年）には収録されており、  
ず、『上杉家文書目録』（文化庁文化財部美術学芸課、二〇〇一年）には、一六二六号で登録されている。
- (2) 拙稿「上杉定勝筆『見聞書』の紹介と検討―近世大名の写本に関する事例的検討―」（『人文研紀要』一〇六、二〇二三年）。以下で述べる「前稿」はこれを指す。
- (3) 『甲陽軍鑑』の研究史は、黒田日出男「『甲陽軍鑑』の研究史」（『甲陽軍鑑』の史料論 校倉書房、二〇一五年）にまとめられている。併せて、太向義明「『甲陽軍鑑』研究の現状と課題」（笹本正治・萩原三雄編『定本・武田信玄』高志書院、二〇〇二年）も参考となる。
- (4) 石岡久夫「甲州流兵法学の成立」（『日本兵法史（上）』雄山閣、一九七二年）、酒井憲二「解題」（同編『甲陽軍鑑大成 本文編上』汲古書院、一九九四年）。
- (5) 酒井憲二「甲陽軍鑑の成立と伝来をめぐって」（『甲陽軍鑑大成 研究編』汲古書院、一九九五年、初出一九八〇年）二七頁。
- (6) 井上泰至「近世刊行軍書の沿革」（『近世軍書刊行論』笠間書院、二〇一四年、初出二〇一一年）二九～三〇頁。このほかにも、笹川祥生「近世の軍書と執筆の時期」（『戦国軍記の研究』汲古書院、一九九九年、初出一九九七年）では、軍書の成立時期に注目して、「戦いの行われていた時期に作られた作品群」（永祿～慶長期）、「戦いが一応終息してから、戦時体験が完全に人々の脳裏から消え去っていない時期に作られた作品群」（元和～寛文期）、「戦争体験が風化し、もはや戦後とは言えなくなった時期に作られた作品群」（延宝以後）の三種類に大別しており、先の井上氏の見解と重なる指摘をして

- いる。
- (7) 高橋修「甲越軍学の軌跡」(『戦国合戦図屏風の歴史学』勉誠出版、二〇二一年、初出二〇〇八年)。
- (8) 前掲註(7) 高橋論文および、石岡久夫「越後流軍学の成立」(『日本兵法史(下)』雄山閣、一九七二年)、同「越後流兵法学の展開」(同上)、同「越後流宇佐美派の兵法学」(同上)。
- (9) 『見聞書』の翻刻は、上杉家文書のマイクロフィルムの謄写本「上杉家文書47 両掛人文書 第三抽斗」をもとに作成した。
- (10) 本稿では、酒井憲二「甲陽軍鑑の写本について」(前掲(5) 酒井著書、初出一九八一年)にて、善本と指摘される三井家旧蔵本を底本としている酒井憲二編『甲陽軍鑑大成 第一巻 本文編上』(汲古書院、一九九四年、以下では酒井編著Aと表記)、同編『甲陽軍鑑大成 第二巻 本文編下』(汲古書院、一九九四年、以下では酒井編著Bと表記)の記載を採用した。
- (11) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 どんすぎたる大将之事」より、前掲注(10) 酒井編著A・九七頁。
- (12) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 どんすぎたる大将之事」より、前掲注(10) 酒井編著A・九八頁。
- (13) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 どんすぎたる大将之事」より、前掲注(10) 酒井編著A・九八頁。
- (14) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 どんすぎたる大将之事」より、前掲注(10) 酒井編著A・一〇〇頁。
- (15) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 どんすぎたる大将之事」より、前掲注(10) 酒井編著A・一〇〇頁。なお、最後から二文目の文末は「一度も手がらもなし」となっているが、『見聞書』では、「手柄一度モナシ」とあり、入れ替わった記載になっている。
- (16) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 どんすぎたる大将之事」より、前掲注(10) 酒井編著A・一〇二頁。
- (17) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 りこんのすぎたる大将」より、前掲注(10) 酒井編著A・一〇七頁。
- (18) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 りこんのすぎたる大将」より、前掲注(10) 酒井編著A・一〇七〜一〇八頁。
- (19) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 りこんのすぎたる大将」より、前掲注(10) 酒井編著A・一〇七頁。
- (20) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 よわすぎたる大将の儀」より、前掲注(10) 酒井編著A・一三二頁。
- (21) 「甲陽軍鑑品第一 四君子犛牛卷一 よわすぎたる大将の儀」より、前掲注(10) 酒井編著A・一三三〜一三四頁。

- (22) 「甲陽軍鑑品第一三 四君子犛牛卷三 よわすぎたる大将の儀」より、前掲注(10) 酒井編著A・一三五頁。
- (23) 「甲陽軍鑑品第一四 四君子犛牛卷四 つよすぎたる大将の儀」より、前掲注(10) 酒井編著A・一四七頁。
- (24) 「甲陽軍鑑品第一四 四君子犛牛卷四 つよすぎたる大将の儀」より、前掲注(10) 酒井編著A・一五四頁。
- (25) 「甲陽軍鑑品第一四 四君子犛牛卷四 つよすぎたる大将の儀」より、前掲注(10) 酒井編著A・一五五頁。
- (26) 「甲陽軍鑑品第一四 四君子犛牛卷四 つよすぎたる大将の儀」より、前掲注(10) 酒井編著A・一五七頁。
- (27) 「甲陽軍鑑品第一四 四君子犛牛卷四 つよすぎたる大将の儀」より、前掲注(10) 酒井編著A・一六三頁。
- (28) 「甲陽軍鑑 軍法上巻」より、前掲注(10) 酒井編著A・二〇〇頁。
- (29) 「甲陽軍鑑 合戦之巻一」より、前掲注(10) 酒井編著A・二一九頁。
- (30) 「甲陽軍鑑 合戦之巻二」より、前掲注(10) 酒井編著A・二三六〜二三七頁。
- (31) 「甲陽軍鑑 合戦之巻二上」より、前掲注(10) 酒井編著A・二九三〜二九四頁。
- (32) 「甲陽軍鑑 合戦之巻二上」より、前掲注(10) 酒井編著A・三〇九〜三一〇頁。
- (33) 「甲陽軍鑑 合戦之巻二下」より、前掲注(10) 酒井編著A・三三六頁。
- (34) 「甲陽軍鑑 合戦之巻四」より、前掲注(10) 酒井編著A・四三二頁。
- (35) 第二七条は、三井家旧蔵本を底本としている前掲注(10) 酒井編著Aには未記載だが、石岡氏が紹介する流布本『甲陽軍鑑』のうち「信玄公逝去付御遺言之事」にはその記載が見られる。そのため、本稿では参考として、第二七条のみ流布本の記載を掲出する。前掲注(4) 石岡論文・二七九頁。
- (36) 「甲陽軍鑑 合戦之巻四」より、前掲注(10) 酒井編著A・四五二頁。
- (37) 「甲陽軍鑑 合戦之巻四」より、前掲注(10) 酒井編著A・四五三頁。
- (38) 「甲陽軍鑑 合戦之巻四」より、前掲注(10) 酒井編著A・四五六頁。
- (39) 「甲陽軍鑑 軍法之巻下」より、前掲注(10) 酒井編著B・一二〜一三頁。
- (40) 酒井憲二「解題」(同編『甲陽軍鑑 四』勉誠社、一九七九年)二三二六〜二三三〇頁。
- (41) 前掲注(40) 酒井論文・二三二六頁。
- (42) 例えば、『見聞書』に見える「馬嫁」(三・四・一〇ヶ条目)の文字遣いは、第二章の原本照合で用いた「三井家旧蔵本」

では「破家」(三ヶ条目)や「ばか」(四・一〇ヶ条目)と表記されているが、「片仮名付訓十行本」では「馬嫁」であり、定勝の写本において「片仮名付訓十行本」が採用されたことを裏付ける徴証となろう。

(43) 前掲注(4) 酒井論文。

(44) 上杉家と妙心寺の關係は、先代の景勝とその重臣・直江兼統の時代まで遡った指摘が古くから見られる(川上孤山『妙心寺史 上巻』(一九一七年)一三七―一三九頁)。このほか、紫衣事件に関連して、「上杉氏―九山―妙心寺が連携して、(中略)九山の紫衣着用身分維持に動いていること」が指摘されるなど(斎藤夏来「徳川政権の成立と紫衣事件」、『禪宗寺制度の研究』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九九八年)、上杉家と妙心寺の関わりの深さが明らかにされている。

(45) 『米沢市史 第二巻 近世編1』(一九九一年)六〇八頁。

(46) 寛永元年十一月五日条、同七年九月二二日条など。

(47) 寛永三年七月七日条。

(48) 海山が定勝に送った漢詩文は、米沢市上杉博物館が所蔵している(資料番号:A2015-004-55)。詩文の内容は左記の通り(原文に従って改行し、朱印の箇所は省略した)。なお、史料画像は、「米沢市上杉博物館・市立米沢図書館収蔵文化財総合データベース」にて公開している。

贈

上杉定勝被公応 大相公鈞命婦

于米沢旧懐

君婦東奥我西京、更晚相逢話此情

米沢好將可申夢比、料知吟雪洗胸清

関山下亀仙比丘海山野釈書于

洛西之山下

(49) 『甲越戦争記』は、国文学研究資料館の国書データベース (<https://kokusho.nijiac.jp/biblio/200005053/1?ln=ja>) (二〇一三年一月二二日取得)にて閲覧。併せて、前掲注(4) 石岡論文・二二七―二二九頁も参照。

(50) なお、源五郎昌国は定勝の没後に浪人となった際、小幡景憲の門人・佐藤八郎兵衛に兵学を学ぶようになったと記載さ

れている。該当箇所の原文は、左記の通り。

其後定勝公御逝去之後、源五郎存知寄有之候付而、保科御家御暇申請、江戸ニ浪人にて罷在候、其時小幡勘兵衛殿門人、佐藤八郎兵衛と申者江戸に罷在候、源五郎供者之門人に罷成、軍学相務申候

(51) 前掲注(4) 石岡論文・二五五―二五六頁。

(52) 『定勝公御年譜』寛永元年七月一七日―二四日条、同八月四日―一日条、寛永二年九月一八日条、同十一月二〇日条、寛永三年三月七日条。

(53) このほか、軍学の享受と関連するものとして、武田家家臣の馬場信春(信房)による甲州流軍学を、米沢藩上杉家が受容していた史料が二点存在する(『大日本古文書』九四一・九四三号文書)。いずれも「馬場美濃守」(信房・信春)によって相伝されたもので、上杉家が甲州流軍学を受容した事例として貴重な史料と考えられるが、この分析については今後の課題としたい。

(54) 若尾政希「日本近世における軍書の歴史的的位置」(『軍記と語り物』三九、二〇〇三年)。このほか、同「近世からみえる『太平記』」(『近世の政治思想論』校倉書房、二〇一二年、初出二〇〇四年)一二三頁でも同様の見解を指摘している。

(55) 柳沢昌紀「太平記講釈と『太閤記』」(『説話文学研究』三三六、二〇〇一年)では、『太閤記』の「評曰」という形式は、『太平記評判秘伝理尽鈔』の方法に倣ったものではないか」と思量しており、『太閤記』の叙述形式を「太平記読み」と関連付けた見解を提示している。